

木屋川水系木屋川ダム再開発事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業は、木屋川水系河川整備計画の一環として、洪水調節容量の増加、河川環境の保全及び既得用水の安定化を図ることを目的に、既設の木屋川ダムを10m嵩上げするとともに、周辺道路の付替工事等を行うものである。

一方、対象事業実施区域及びその周辺は、その一部が豊田県立自然公園の特別地域に位置しており、「木屋川・音信川ゲンジボタル発生地」として国の天然記念物に指定されているほか、希少猛禽類が生息し特定植物群落が存在するなど、多様な動植物が生育する自然豊かな地域であるとともに、豊田湖畔公園を始めとした人と自然との触れ合いの活動の場として多くの県民に慣れ親しまれている地域である。

このため、長期間に及ぶ工事の実施や、再開発後におけるダムの取水方法の変更による豊田湖及び放流水の水質の変化、豊田湖の水位上昇による湛水面積の増加など、本事業の実施による周辺地域の自然環境や生活環境への影響が懸念される。

こうしたことから、事業者は、環境影響評価準備書の記載事項はもとより、以下の事項についても十分に留意した上で、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成すること。

1 全体的事項

- (1) 環境保全措置、事後調査及び環境監視を確実に実施すること。なお、工事中又は供用開始後に、現段階で予測し得ない環境保全上の支障が生じ、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて追加の環境保全措置等を講じること。
- (2) 施工設備予定地及び建設発生土処理場予定地の位置、土地改変区域、各工事の工期等の工事計画を可能な限り詳細に記載すること。
- (3) 多岐にわたる環境影響評価の実施により、その結果や関係資料等が膨大な量かつ複雑なものとなっていることから、評価書の作成に当たっては、わかりやすい記載に努めるとともに、要約書については、評価書の内容をわかりやすく周知できるものとする。
- (4) 本事業の実施に当たっては、豊田湖周辺及び下流河川の地域住民等に対し、事業の目的や環境保全措置等について丁寧な説明を行うよう努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質、騒音・振動

- ア 粉じん等及び騒音・振動の予測地点を地吉集落から俵山集落に変更した理由や、他集落の気象条件を予測に引用した科学的妥当性を適切に記載すること。

イ 工事の実施に伴う騒音・振動等について、低騒音型建設機械等の導入による低減効果を明記するとともに、アイドリングストップの励行など、他事業における環境保全措置等を参照し、効果的な取組を追加すること。

(2) 水質

ア 木屋川水系の豊田湖及び下流河川においては、現況においても、水質に係る環境基準を達成していない地点が存在することから、工事期間中及び再開後における水質の変化を適切に監視することとし、監視項目、採水地点及び頻度等をその検討過程を含め可能な限り具体的に記載すること。

イ 選択取水設備の導入により下流河川の水質改善等が期待される一方で、豊田湖の底層溶存酸素量の低下と、それに伴う重金属濃度の上昇等が懸念される。このため、重金属濃度の挙動を適切に監視するとともに、その蓄積等が懸念される場合は、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。

ウ 選択取水設備の運用に当たっては、他ダムでの運用方法や最新の知見等を踏まえ、ダム下流河川の水質改善等のもとより、生物生産性の維持・向上にも資する効果的な方法についても可能な限り検討すること。また、放流水の水温及び水質の監視を適切に実施し、その結果等を踏まえ、運用方法の見直しを図るなど、順応的な管理を行うこと。

エ 建設発生土処理場からの濁水及び土砂の流出等による環境影響を防止するため、濁水処理施設の設置等の水質汚濁対策等を確実に実施すること。

(3) 地形及び地質

対象事業実施区域及びその周辺には、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり地形等が存在していることから、工事計画の具体化に当たっては、土地の安定性について十分に精査し、必要に応じて適切な措置を講じること。

(4) 動物、植物及び生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類であるサンバやオオタカ等の生息が確認されており、営巣中心域及び高利用域の直接改変や付近での工事の実施による繁殖への影響が懸念される。このため、営巣中心域及び高利用域の改変や分断を極力回避するとともに、環境保全措置及び事後調査を確実に実施すること。なお、事後調査等により、繁殖への影響等が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。

イ 湖畔周辺の湛水面積が最大となる試験湛水の実施に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、動物の繁殖時期等を考慮した上で、水位上昇による繁殖への影響を回避又は可能な限り低減できる実施時期及び実施方法等を検討すること。なお、天候等により実施時期等が変更となる場合は、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。

ウ 当該地域では、ゲンジボタルは観光資源等としても利用される貴重な生物となっているが、本事業の実施により、下流河川において3月～8月の水温変化が発生し、ゲンジボタルの生息環境にも影響が及ぶ可能性がある。このため、成虫の発生時期等への予想される影響について、地域住民等に丁寧に説明すること。

エ オオバヤドリギや安徳天皇御陵墓樹叢等の植物の重要な種及び群落に対する環境保全措置については、実施方法等を可能な限り具体的に記載すること。なお、環境保全措置の実施に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な実施場所及び実施方法等を十分に検討するとともに、事後調査等の結果を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。

(5) 景観

環境保全措置として実施する付替道路の盛土・切土法面等の緑化に当たっては、周辺の植生と同様のものとなるよう配慮するとともに、外来種の侵入等に留意すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の一部が豊田県立自然公園の特別地域に位置しており、本事業による工事が長期に及ぶことなどから、自然環境だけでなく公園利用者への影響も懸念される。このため、事業計画や工事計画の具体化に当たっては、環境保全に係る最新の知見を踏まえるとともに、公園管理者等とも十分に協議を行い、影響の回避又は低減に努めること。

(7) 廃棄物等

ア 工事の実施に伴う廃棄物について、山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）において、産業廃棄物の減量に関する目標を設定していることを踏まえ、更なる発生抑制を行うとともに、可能な限り再生利用した上で、最終処分量を削減すること。また、処分に当たっては、外部委託も含め環境保全上支障が生じないよう適正に処理すること。

イ 多量の廃棄物等を対象事業実施区域内に長期間保管することによる環境影響にも留意し、環境保全措置を確実に実施すること。